## 男女共同参画推進本部から

## 育児従事の期間における会費免除について 制度紹介と利用者の声

男女共同参画推進本部委員 大和 加代子 (59期)

## 1 制度の概要

当会では、女性会員に対する産前産後4か月の会 費免除に加え、育児と弁護士業務の両立支援を目 的として8か月間(多胎妊娠により2人以上の子が 出生した場合にあっては9か月間)までの育児従事 期間の会費免除制度を設けている。利用者は出産 した会員本人に限られておらず、出生してから2年 以内の子を持つ会員(同性婚を含む事実婚の相手 方の子その他の事実上養子縁組関係と同様の事情 にある者も含む)も含まれる(会則27条8項等)。 利用には申請及び誓約書・育児実績表の提出が必要 となる。

平成27年の改正までは、執務時間が週20時間未満であることが要件となっていた。しかし、主たる育児担当者とならない会員(主に男性)の育児参加の促進に反する、完全に休業できる環境下にある会員が本制度の対象になるのに対し、業務を継続しながら育児を行う会員が除外されてしまうのは不合理ではないか等の問題意識から、執務時間要件がない現在の制度となった。

## 2 利用者の声

もっとも、改正後、男性会員の利用が増加していること等から、会内の一部で主たる育児担当者ではないと推測される会員の利用の増加という本制度の運用実態が制度の目的に沿っているのか、再び執務時間要件をもうけるべきではないか、といった声も上がっていると聞き、実情を調査すべく、本制度の利用経験者及び利用が可能であったが利用しなかった会員にヒアリングを行ったので(令和元年12月から同2年1月に実施)その結果を抜粋して紹介したい。

まず、本制度により主たる育児担当者でない弁護

士の育児分担意識は高まると思うか、という質問に対しては、「制度があることにより、弁護士会が育児参加を後押ししてくれているという安心感がある」、「実績表の作成が自分の育児負担を振り返るきっかけになっている」等の肯定的意見が多くみられた一方で、「主たる育児担当者でない弁護士が育児に積極的でないのは会費の問題ではない」という趣旨の否定的意見も散見された。

また、本制度に執務時間などの要件がないことについての意見や感想を尋ねたところ、「執務時間や収入を要件にされてしまうと、業務復帰の足枷となり、収入減少により弁護士を辞めることにもなりかねない」、「利用しやすくて非常に助かる・制度趣旨と合う」という肯定的意見がほとんどであった。

さらに、今後、仮に執務時間要件を復活させる場合にどう思うかという質問には、「会として子育て世代の支援について消極に転じたという印象を受ける」、「育児のために業務時間を大幅に減らすことができる人のための制度になってしまう」、「仕事と私生活を柔軟に調整できるという士業の良さを削ぐ」など、すべての回答が否定的な内容となっていた。

本制度を使わなかった会員はその理由について 「実績表の提出が煩雑である」と回答しており、実 績表の提出という要件が、業務等で忙しく育児負担 が本申請を行うほどではないかもしれないと認識する 会員にとって、免除申請をするかどうか検討する際の 一定の判断材料となっているとも考えられる。

以上を踏まえると、現行制度は子育でを行う弁護士の育児と業務の両立に非常に有益な内容になっていると考えられる。もっとも、今後も会員からの意見を伺いつつ、実績表のあり方や多胎出産の会員の利用可能期間について再検討する等、本部としてより良い制度となるように意見の発信を継続したい。